

平成23年 8月17日

習志野市庁舎建設事業手法等検討調査業務委託プロポーザル質問内容及び回答

習志野市 企画政策部 経営改革推進室

習志野市庁舎建設事業手法等検討調査業務委託プロポーザルに係る、質問内容及び回答については次のとおりです。

番号	質問内容	回答
1	募集要項 2 頁の 4. (3) ア④及び⑤に関連して、提案書の著作権は応募者に帰属するとの理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
2	募集要項 3 頁の 4. (4) アに示された提案書は、様式 2 から様式 7 までを左上ホチキス止めで提出すればよいでしょうか。	様式 2 から様式 7 までを左側ホチキス 2 箇所止めとして下さい。
3	募集要項 3 頁の 4. (4) アに示された提出物のうち、「事業者（会社）概要」の提出部数は 8 部でよいでしょうか。	そのとおりです。
4	募集要項 3 頁の 5. (1) に示された実施日時等の通知日時は、いつ頃の予定でしょうか。	提案書受付の終了日以降、速やかに通知する予定です。
5	募集要項 5 頁の 11. (3) に示された「(仮称) 庁舎建設事業手法等検討専門協議会」は、本検討調査業務期間中に何回程度開催予定でしょうか。	開催回数は、最大 4 回、委員は、外部有識者 4 名程度の構成を予定しています。
6	様式 3 から様式 7 には、必要に応じて応募者名を記載しても差し支えないでしょうか？	記入項目以外への記載は、しないで下さい。
7	様式 5 の業務実施体制には、必要に応じて様式 6 に記載する主担当者の氏名を記載しても差し支えないでしょうか？	記載しても構いません。
8	募集要項 1 2. 現庁舎関連施設の土地・建物概要 6 頁の各表記載の建物のうち、継続使用の方針・ご要望があるものについてご教示をお願いします。	対象地の現庁舎敷地及び市役所前グラウンドの有効活用を図るということ踏まえ、当該敷地内の既存施設について、継続使用はしません。

9	募集要項 1 2. 現庁舎関連施設の土地・建物概要 現庁舎敷地及び市役所前グラウンドについて埋蔵文化財包蔵地との記載がありますが、敷地全域でしょうか。一部の場合は、当該部分の図示をお願いできますでしょうか。	市役所前グラウンドについては全域、現庁舎敷地については、南側建物（図面下側の名称表示がない建物）と周辺を除く全域が埋蔵文化財包蔵地となります。 なお、図面での確認は、教育委員会の社会教育課で閲覧が可能です。
10	提出様式について ・様式 2 に、「参加資格を満たしているので関係書類を添えて提案書を提出します。」とありますが、関係書類とは何を指していますでしょうか。	募集要項 3 ページの「4. (4) ア提出するもの」に示すものです。
11	提出様式について ・様式 6 は、A4 版 1 枚以内で記入とありますが、複数名について記載する場合でも 1 枚以内に納めるべきでしょうか。それとも担当技術者 2 名につき 1 枚と考えればよいでしょうか。	提出は A4 版 1 枚とし、記載する主担当技術者は 2 名までとして下さい。
12	J V による応募は可能でしょうか。 例えば、技術担当企業と金融担当企業の J V など。 J V による応募が可能な場合、参加資格は、構成企業の内、代表企業が満たすことで、よろしいでしょうか。	提案書の提出事業者は、1 事業者とします。
13	業務の一部を協力企業により実施することは可能でしょうか。 その場合、様式 6 の担当技術者の一部を協力企業の者とするのは可能でしょうか。	業務を実施する過程において、協力企業の実施を妨げることはありませんが、主担当技術者の所属は、提案書の提出事業者とします。
14	協力企業との業務実施が可能な場合、様式 3 の業務実績に協力企業の実績を記載することは可能でしょうか。	不可です。
15	「1. 主旨」にて、「現庁舎敷地及び市役所前グラウンドの有効活用を図る」とありますが、事業候補地は他には無いものと理解してよろしいでしょうか。また、事業候補地が他にある場合、箇所数及び所在地等をご教示ください。	事業候補地は他には無いものと考えています。
16	「1 1. (3) 専門協議会」の出席（説明）回数（頻度）は、どの程度を想定していますでしょうか。また、どのような委員（庁内職員、外部有識者等）及び委員数で構成することを想定していますでしょうか。	【番号 5】の回答と同様とします。

17	「12. 現庁舎関連施設の土地・建物概要」のうち、現段階で、本業務において再整備を想定しない施設（当面、既存施設を利用する施設）はありますか。	【番号8】の回答と同様とします。
18	「12. 現庁舎関連施設の土地・建物概要」のうち、「市役所前グラウンド」も含め、既存施設すべてについて機能保全する必要がありますでしょうか。	募集要項6ページ「12. 現庁舎関連施設の土地・建物概要」の施設名が太字の施設について、機能保全するものとします。
19	提案書「様式7」に記載の「委託内容等の考え方」とは、本業務（募集要項「11. 業務委託内容」に記載された内容）全般に関するのでしょうか。それとも、民間事業者に委託する内容の範囲等に関するのでしょうか。ご教示ください。	記載内容は、募集要項「11. 業務委託内容」を含む、民間事業者に委託する内容の範囲等です。
20	新たな市庁舎と新たな消防庁舎が主な建替えの対象ですが、募集要項6ページ目にある太字の施設（7ページの地図に図示された施設）が今回の再整備の対象という理解でよろしいでしょうか。あるいは保健会館別館や市役所前体育館などの細字の施設（及びその敷地）も再整備検討の対象でしょうか。	【番号18】の回答と同様とします。
21	前記質問に関連して、体育館や保健会館別館が再整備の対象外とすると、それらの敷地は、新たな庁舎等の敷地にはできないという理解でしょうか。	有効活用を図る対象地は、募集要項6ページ「12. 現庁舎関連施設の土地・建物概要」に示す、「現庁舎敷地」及び「市役所前グラウンド」の全域です。
22	習志野市開発公社の建物がある敷地は、再整備建築物の敷地にはできないという理解でよろしいでしょうか。	【番号21】の回答と同様とします。
23	駅前の庁舎分室は区分所有なので、すぐに建替えの対象にはできませんが、機能の入替え（例えば窓口機能を移すなど）は検討の対象とするという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
24	第四分室の1, 2階（ケーブルテレビ局の建物）は賃借床ですが、解約し返却することも検討の対象になるのでしょうか。	機能を移転し、別用途での活用は考えられますが、解約し返却は考えていません。
25	本調査を受託した場合（協力会社も含む。）にも、今後、基本計画や基本設計策定業務等が発注された際には、事業者として参画することが可能と考えてよろしいでしょうか。	今回の業務委託が今後の業務の発注において、参画の妨げになるものではありません。

26	H23.6.1 記者会見資料「市庁舎建設の考え方について」以外に、過去に新庁舎の施設規模等を検討した結果がまとめられた資料があればご提示ください。	提案書提出における提供可能な資料は、ホームページ掲載の記者会見資料と募集要項6ページからの「12. 現庁舎関連施設の土地・建物概要」となります。
27	今後設置予定の「(仮称) 庁舎建設事業手法等検討専門協議会」について、現段階での進め方、開催頻度等の予定をご教示下さい。	【番号5】の回答と同様とします。
28	業務委託期間は平成24年3月31日までですが、中間報告等、調査遂行上で留意すべき時期・内容があればご教示下さい。	次年度の予算編成作業を考慮した工程計画などが考えられます。
29	募集要項様式6において、「主担当技術者の経歴及び経験・実績をA4版1枚以内で記入して下さい。」とありますが、主要な担当者を2名以内で1枚に記載するという理解でよろしいでしょうか。それとも複数枚を用いて、主な担当技術者全員のものを作成するのでしょうか。	【番号11】の回答と同様とします。

以上